

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の4つの基本的な柱

1 健康でいきいきと暮らす

ふれあい、生きがいの場や、さまざまな情報が多く提供され、高齢者自らの意志で心身ともに豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。

- (1) 高齢者の経験と知識を活かせるしくみをつくります
- (2) 生涯学習、生涯スポーツの提供体制の充実に努めます
- (3) 自主的な活動を支援します
- (4) 地域ぐるみの健康づくりを支援します
- (5) 健康づくりへの関心を高めるための工夫をします
- (6) 保健予防・介護予防体制の充実に努めます
- (7) 在宅での自立した生活を継続できるよう支援します
- (8) ひとり暮らし高齢者対策の充実に努めます

2 地域ぐるみで支え合う

高齢者一人ひとりの意志や意欲を尊重し、支え合い、地域ケアなど、地域を基本にした市民相互のコミュニケーションを大切にしたまちづくりを進めます。

- (1) 交流の場と機会の確保に努めます
- (2) 支え合いのしくみをつくります

- (3) 地域住民の自主的な活動を支援します
- (4) NPOなど活動団体を支援します
- (5) 地域に住み続けることを支援します

3 安心して生活できる環境を整備する

介護が必要となった場合でも、家族負担が極力少なく、地域の中で生活し続けられるまちづくりを進めます。

- (1) 介護サービスの充実に努めます
- (2) 痴呆性高齢者支援対策の充実に努めます
- (3) 家族介護者を支援します
- (4) 介護保険サービスを円滑に推進します

4 計画を円滑に推進するために

人材の育成、ニーズの発見、情報の提供体制など、計画を円滑に推進していくためのしくみ、体制を構築します。

- (1) 情報の的確な把握と提供の充実に努めます
- (2) 高齢者保健福祉、介護保険を円滑に推進します

環境の充実と地域の活力を行政が応援する「公助」という3つの基本を大切にし、それぞれの立場で豊かな高齢社会の構築を目指します。

いきがい、健康づくり、自立支援、介護サービスの充実を図ります

協働指針に基づいて、計画の目標を達成するために市が取り組む基本的な事項は次のとおりです。

計画の主要テーマ

健康寿命を伸ばし、元気でいきいきした生活を送るために地域の中で、高齢者が自立した活性化する社会づくり
 援護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた自宅で生活できるように

計画推進のための

「重点プロジェクト」を設定

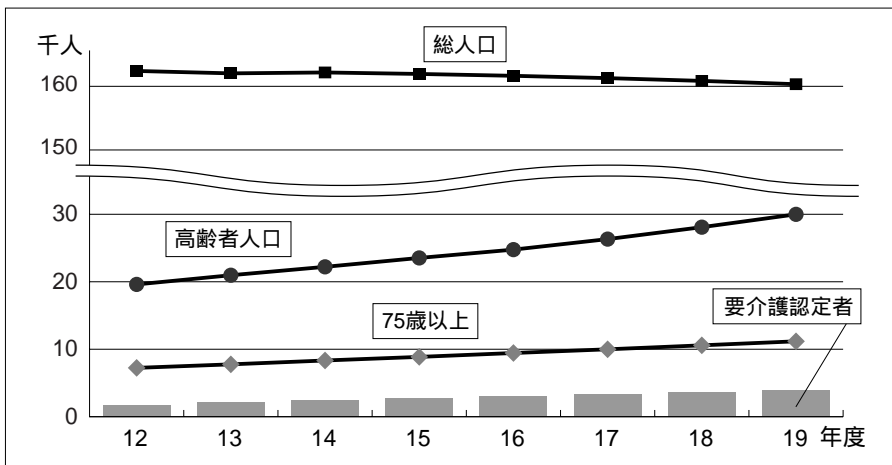
主要テーマに沿って計画を実現するために、市が重点的に取り組むべき事項を「重点プロジェクト」として位置づけ、市民事業者、関係団体と連携して対応します。

課題解決プロジェクト

高齢者のニーズや課題に迅速に対応するため、情報収集から課題解決のための事業検討・試行・事業展開までを一体的に行います。

高齢者人口と要介護認定者数の推移

グラフ1



区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
総人口	162,416	162,038	162,180	161,946	161,653	161,290	160,855	160,336
高齢者人口	19,607	20,968	22,212	23,530	24,763	26,321	28,089	29,991
75歳以上	7,239	7,760	8,333	8,865	9,441	9,989	10,580	11,174
要介護認定者	1,699	2,090	2,438	2,747	3,051	3,337	3,651	3,945

情報拠点形成プロジェクト
保健、医療、福祉などの各分野にわたるさまざまな情報を二元的に収集、管理するとともに、市民向けの情報として分かりやすく整理し、市民・事業者・行政の情報交換、共有の場をつくります。

第三者評価体制プロジェクト
市民を主とした第三者により、客観的で公正な介護サービスに関する評価体制

づくりに努め、良質で開かれた介護サービス環境の充実を図ります。

在宅生活支援プロジェクト

一時的な介護や急な介護にも柔軟に対応できる環境づくりや、施設入所の必要度に応じた利用促進を図るなど、安心感

のある在宅福祉環境づくりを進めます。

元気高齢者支援プロジェクト

高齢者が元気に過ごすための「健康づくり・交流・まなぶ・ささえあう・はたらく」という5つの要素に関するプログラムを開発し、事業展開を図ります。

介護サービスニーズの多様化に

より良質なきめの細かいサービスの提供体制を整備

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても、できるだけ自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス（を社会全体で支え合うものです。介護保険事業計画は、高齢者が必要な介護を受けることができるようサービスの見込量などを定めるもので、利用実績や高齢者人口（65歳以上）の推移、アンケート調査などをふまえ、必要なサービスの量を提供するとともに、良質なサービスが提供できる体制づくりに取り組むものです。

万1千人となり、12年度に比べ約4千人増加すると予想されています。そして12年度から14年度のサービス利用実績と介護保険に関する意識調査による利用意向などに基つき、15年度から19年度の利用量を見込むと、主な居宅サービスではグラフ（ページ）のような増加傾向にあります。

介護サービスを利用できる認定者数は年々増加し（グラフ1）、平成12年度の1千699人から、14年度には2千438人と43%増えています。また、将来人口推計による高齢者人口は、15年度に14.5%、17年度に16.3%、そして19年度には18.7%と、毎年約1%ずつ増える予想しています。さらに、要介護者の割合が高まる75歳以上の高齢者は、19年度には約1

居宅サービスは、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、訪問介護、短期入所サービスなどの利用ニーズが高くなっています。このような状況をふまえ、居宅サービスについてはサービス量を適切に確保することを目指し、またほかのサービスについても利用ニーズの動向をふまえ、必要量の確保に努めます。

施設サービスは、施設はそれぞれ満員で特に介護老人福祉施設は利用申込者が約300人を超えています。必要度の高い方から入所できる体制づくりと、利用